

Ⅲ 質疑応答事例

(改正の概要)

問 1 住宅借入金等特別控除等に関する平成19年度税制改正の概要はどのようなものですか。

(答)

住宅借入金等特別控除制度における平成19年度税制改正の概要は、次のとおりです。

(1) 住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の創設(措法41③)

居住者が、国内において住宅の取得等をして、平成19年中又は平成20年中に自己の居住の用に供し(その取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。)、引き続いて居住の用に供している場合に適用を受けることができる住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例が創設されました。

この特例は、特例創設前の住宅借入金等特別控除との選択適用とされ、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、各年の控除率等については、次の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除制度」のとおりです。

(2) 住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲の改正(措令26⑯五)

住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、一定のバリアフリー改修工事が加えられました。

※ この改正は、増改築等をした家屋を平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用されます(平成19年改正措令附則21)。

(3) 特定増改築等住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設(措法41の3の2)

一定の居住者が、自己の居住の用に供する自己の所有する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等をして、平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にその増改築等をした部分を自己の居住の用に供し(その増改築等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。)、引き続いて居住の用に供しているときは、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1千万円以下の部分の一定の割合を所得税の額から控除できる特定増改築等住宅借入金等特別控除が創設されました。

この特例の控除期間、控除率等については、次の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除制度」のとおりです。

【(特定増改築等)住宅借入金等特別控除制度】

○ 居住年が平成19年の場合

区分	控除 期間	住宅借入金等の 年末残高	各年の控除率等	全期間 控除額計
住宅借入金等 特別控除 (措法41②)	10年	2,500万円以下 の部分	1年目から6年目まで 1%	最高 200万円
			7年目から10年目まで 0.5%	
住宅借入金等 特別控除の控除 額に係る特例 (措法41③)	15年		1年目から10年目まで 0.6%	
			11年目から15年目まで 0.4%	
特定増改築等 住宅借入金等 特別控除 (措法41の3の2)	5年	1,000万円以下 の部分	1年目から5年目までの全期間 イ 一定のバリアフリー改修工事に 係る工事費用(補助金等を控除した 額)相当額(200万円を限度) 2%	最高 60万円
			ロ イ以外の増改築等住宅借入金等 1%	

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除は、平成19年4月1日以後に自己の居住の用に供した場合について、適用されます。

○ 居住年が平成20年の場合

区分	控除 期間	住宅借入金等の 年末残高	各年の控除率等	全期間 控除額計
住宅借入金等 特別控除 (措法41②)	10年	2,000万円以下 の部分	1年目から6年目まで 1%	最高 160万円
			7年目から10年目まで 0.5%	
住宅借入金等 特別控除の控除 額に係る特例 (措法41③)	15年		1年目から10年目まで 0.6%	
			11年目から15年目まで 0.4%	
特定増改築等 住宅借入金等 特別控除 (措法41の3の2)	5年	1,000万円以下 の部分	1年目から5年目までの全期間 イ 一定のバリアフリー改修工事に 係る工事費用(補助金等を控除した 額)相当額(200万円を限度) 2%	最高 60万円
			ロ イ以外の増改築等住宅借入金等 1%	